

第8回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第8回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成23年2月23日(水) 午後2時から午後4時
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、益山委員、場々委員、岡江委員、森島委員、石田委員、
田中委員、川井委員、谷委員、佐藤委員、古川委員、樫井委員、
宮崎委員、宇田委員
- 5 市側出席者 建築住宅課：浅川課長、井口係長、中嶋主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成23年3月9日

協 議 事 項 等

□. 次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項

①経過報告

審議会議事7・審議会資料24

②景観計画案について

審議会資料25・審議会資料26

③景観づくりガイドライン案について

審議会資料22改

審議会資料21改・審議会資料2

7

4. 今後の進め方
5. 閉 会

□. 提示資料

- 審議会議事7 第7回景観審議会議事要録(意見整理)
- 審議会資料21改 安曇野市景観づくりガイドライン(案)
- 審議会資料22改 安曇野市景観計画(案)
- 審議会資料24 安曇野市景観づくりガイドライン作成部会の検討概要その3
- 審議会資料25 土地利用基本計画(案)及び景観計画(案)説明会の概要報告
- 審議会資料26 パブリックコメントにおけるご意見への対応(案)
- 審議会資料27 安曇野市景観づくりガイドライン住宅版(検討案)

IV. 意見整理及び意見対応

いただいたご意見のポイント及びその対応を以下に整理しました。

・いただいたご意見のポイント
→意見への対応

1. 景観計画(案)に関するご意見

II-3p 地域・地区単位の景観づくりのしくみ

- ・今後、新たに地域・地区単位の景観づくりを考える際には、景観づくり推進地区の活用を促していくのか。それとも従来のしくみを継承した景観づくり住民協定締結もあり得るのか。市としての方針を伺いたい。
 - ・最終的には景観地区が考えられるが、まずは推進地区だと考える。
- 地域・地区の特性、要望に応じて適切なしくみが選択されること（使い分け）が望まれます。より積極的には推進地区ということも考えられますが、既存の25地区の住民協定を推進地区にする予定は今のところはありません。現在の取り組みを支援しながら、新たなしくみの活用も視野に入れて進めていく考えです。

Ⅲ-7p 景観づくりに関わる市民などの活動組織

- ・景観づくりに関わる市民などの活動組織は、現在は安曇野ブランドデザイン会議ではなく、安曇野環境市民ネットワークを記載した方が好ましい。
- ご指摘を踏まえ、関係部署と協議して検討します。

景観計画の周知

- ・市外・県外から移住して家を建てようとする方に対して、事前に景観計画の存在（内容）を知ってもらう必要があるがどのような方策を考えているか。
- 現時点では市のホームページへの掲載を考えています。家を建てる過程において、建築士の方から施主の方に計画内容が伝えて頂ければと考えています。そのためにも、建築士会や宅建協会、民間の指定確認検査機関等の関係機関に対して今後も周知を図っていきます。
- ・これだけの費用と時間をかけたものなので、ホームページに掲載する際もただPDFのファイルを載せるのではなく、使いやすいかたちにして掲載して頂きたい。

2. 景観づくりガイドライン(案)に関するご意見

4p 主要な眺望軸

- ・三郷のりんご農園のような素晴らしい風景や拾ヶ堰沿い（あずみ野やまびこ自転車道）の風景など重要な観光資源となるところをイラストなどで盛り込めるとよい。
- よい景観については、関係者と連携を図りながら、PRに努めていきたいと考えています。ガイドラインにおける表現方法については、ご指摘を踏まえて検討させていただきます。

25p 農業用水の活用

- ・ガイドラインでは、建物など人工物については内容が具体化されているが、緑については漠然としている。水利権の話とは別に、長期のビジョンとして、新規に造成された宅地に付随する農業用水を宅地内の緑化に活用できる「緑化維持育成水利」のしくみづくりを考えるべきではないか。
- 農業用水の水利権は土地改良区に属し、例え目の前の豊富に水が流れていたとしても、法的には目的外利用はできないことになっています。しかしながら、現実的には庭への水遣り程度の利用は、本来の利用でないにもかかわらず、黙認されている状況です。農業用水は、その水量調整について国からの指導も厳しく、維持管理も農地関係者の費用負担によるもので、農地を宅地に転用する際は相応の負担金が課されるなど一定の枠組みのなかで守られている施設であるため、景観づくりのガイドラインにおいては、25pの「水の上手な利活用」の中での表現にご指摘の趣旨を盛り込んであるということでご理解いただきたいと思います。
- ・景観計画に方針が示されている景観法に基づく景観農業振興地域整備計画のしくみを活用し、その中に「農地及び水利の利活用計画」を盛り込めるとよい。
 - ・環境審議会では、専門委員会の調査資料をもとに地下水の検討をしているので、そうした声があることを伝えていきたい。

→地下水利用に関しては、特に明科地域においては敏感で、条例の許可対象となっていました。新たな条例（安曇野市の適正な土地利用に関する条例）では、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル超又は動力を用いる井戸を設置する場合には、特定開発事業の認定手続きが必要となります。

32p 自動販売機

・最近、田園風景の中に横並びで複数設置されている自動販売機が増えてきており、景観的に望ましくないため、設置は規制した方がよいと考えている。しかしながら、32pのイラストは、今後もそのようなものの設置を認めていくかのような誤解を与えかねない。

→ご指摘を踏まえ、イラストを改めます。

・農地の中にブルーシートを使用した小屋などの簡易工作物が点在していて気になる。稲のはざ掛けにブルーシートを用いる農家も多いが、それによって秋の収穫の風景が台無しになっている。他のものでも代用可能なので、その使用を制限することはできないか。

→はざ掛けの乾燥の際には一定の水管理が必要で、安価で手に入れやすいブルーシートがよく用いられています。代用品にはコストの面での課題もあるため、使用される期間も短く一時的なものとして、その使用については、一定にご理解を頂きたいと考えています。

V. 議事要録

1. 景観計画(案)に関するご意見

・パブリックコメントで4つの景観づくりのしくみ（景観地区・景観づくり住民協定・景観協定・景観づくり住民協定）の違いが分かりにくいというご指摘があったが、市はどのような方針で運用していくのか。

県条例から引き継いだ景観づくり住民協定は景観づくり推進地区や景観法に基づく景観協定としてバージョンアップしていくことが望ましいと思うが、新たに景観づくり住民協定を締結したいという要望があった場合は、景観づくり住民協定と景観づくり推進地区のどちらで位置付けるのか。

（委員）

→景観づくり住民協定をバックアップしていくなかで、景観づくり推進地区などの他の仕組みに移行していくことも視野に入れているが、既存の協定をすぐに景観づくり推進地区として指定しようという考えはない。

景観条例では、景観づくり住民協定と景観づくり推進地区は別個のものとして規定しており、新たに協定などに加える場合は、地区の特性、要望に応じて適切な仕組みを選択していくこととなる。（事務局）

・Ⅲ-7pの景観づくりに関わる市民などの活動組織として、安曇野ブランドデザイン会議が記載されている。昨年まではブランドデザイン会議の景観部会で活動を行ってきたが、今後の景観に関わる取り組みは環境市民ネットワークで行う方向になっている。安曇野ブランドデザイン会議ではなく、環境市民ネットワークを記載した方がよいのではないか。（委員）

→関係組織と協議して記載内容を検討する。（事務局）

・景観づくり推進地区は条例に基づいたしくみであり、将来的には都市計画法に基づく景観地区にすることができればよいが、まずは景観づくり推進地区として運用していくことになる。（会長）

・景観計画の概要版を全戸配付するということがだが、県外、市外から移住してくる人に対してはどのように景観計画の周知を行うのか。私の住んでいる町会では自治会主催の新居住

者歓迎会を行っているが、約20家族が参加していたが、ほとんどは県外、市外から来た人であった。(委員)

→市の広報及び新聞折込で周知を図り、市のホームページにも掲載する。(事務局)

・ホームページに掲載する場合はただpdfファイルを載せるのではなく、使いやすい形で掲載して頂きたい。(委員)

・転入届などの手続きの際に窓口で説明して頂けるとよいのではないか。(会長)

・転入届を提出するのは既に家をつくった後となるから、それでは間に合わない。(委員)

→家を建てる際は建築士の方から施主に対して景観条例に基づく届出が必要となることを伝えていただく。建築士会や宅建協会に対する説明会は既に行っており、民間の建築確認審査機関に対しても、資料が整った段階でお知らせする。(事務局)

2. 景観づくりガイドライン(案)に関するご意見

・田園風景のなかで横並びで設置されている自動販売機は景観的に望ましくない。32pにイラストで示すことで、このようなものも認めることにならないか。このような設置方法はむしろ規制した方がよい。(委員)

→昨今、横並びで設置される自動販売機が増えており、私としても気になっている。誤解を与えないようイラストの表示を改める。(事務局)

・4pに主要な眺望軸が掲載されているが、観光客が訪れる観光資源が点で示されている。りんご農園は春も秋も素晴らしい風景を見ることができると、観光資源としてもなり得る。そのような将来的に観光資源となりそうな場所についても、図に位置付けてはどうか。(委員)

→三郷のりんご農園の風景は確かに素晴らしいものである。4pへの位置付けについては検討する。(事務局)

・あずみ野やまびこ自転車道は拾ヶ堰の横を通っている自転車道だと思われるが、ぜひとも拾ヶ堰周辺の景観も守って頂きたい。(委員)

→あずみ野やまびこ自転車道については、観光部局とも連携して、PRにも努めていきたい。(事務局)

・ブルーシートを使用した小屋などの簡易工作物が農地に点在していて気になる。都会から来た人にはホームレスの小屋のように思われる。稲の収穫時期にはざ掛けにブルーシートをかぶせる農家が多いが、景観が台無しになってしまう。他のものでも代用可能であるので、使用を制限することはできないか。(委員)

→はざ掛けのブルーシートは、雨を避けるため止むを得ないものであり、代用品にはコストなどの課題がある。設置されるのは非常に短い期間であるため、ご理解頂きたい。(事務局)

・景観計画ができたから終わりではなく、発展させていくことが重要。建築物に関しては具体的な基準が示されているが、緑化は漠然とした記述のみとなっている。

以前も申し上げたが、新規に宅地造成された土地において、樹木の育成のために農業用水を活用することのできる「緑化維持育成水利」などの仕組みをつくることはできないか。長期的な取り組みとして、生活者が身の回りの緑を育てるために水路を使用することは非常に重要。宅地化したときに、財産として張り巡らされた水が切れてしまっているのか。

以前は果樹栽培を行っていたため、水田は持っていないが、常会の農業用水の川さらいには参加している。新しく宅地ができたところでは用水を使用していないため、水のありが

たさに対する意識が薄れている。(委員)

- ・長野県内での事例はないが、必要に応じて定めることのできる「景観農業振興地域整備計画」というものがある。安曇野の特性を考えるうえで、将来的に検討を進めていけたらよいのではないか。(会長)

→農業用水の活用を行うのであれば、景観農業振興地域整備計画の策定を行うことが筋道として通っている。農業用水の権利は非常に難しい問題であり、すぐに解決できるものではない。

田は必ず土地改良区に属するものであり、農業用水を維持管理するための賦課金を払うとともに、年に一、二回は普請として清掃なども行っている。農振除外、農地転用によって宅地化する場合は、土地改良区への改廃決済金の支払いが必要。それによって農地の宅地化を抑制し、維持管理の費用を確保している。家の目の前に用水が流れていても、宅地になった時点で用水を使用する権利は失われる。

生物多様性の保全などの観点から庭木への散水などは黙認されているが、旧通産省による取水制限は非常に厳しいものであり、毎年の取水量が規定されている。農業用水の利用に関しては景観づくりガイドライン25pに記載した程度の表現でご理解を頂きたい。(事務局)

- ・安曇野の田園風景は水と緑によって成り立つが、農業を行わない人も多いため、今後は農業以外での水の利用のニーズも高まると思う。やらない理由を探すのではなく、どのようにして課題を解決することができるかを考えることが重要である。農業用水を緑化に使用することができれば上水道を使用しなくてもすむ。農業用水の利用は難しいようだが、新しいニーズに対して長期的に対策を練っていくべきではないか。(委員)

- ・将来的には「景観農業振興地域整備計画」などで検討して頂きたい。(会長)

- ・環境審議会において専門委員会を立ちあげて地下水に関する検討を行っている。農業用水を緑化のために使用することも地下水を増やすことに役立つと思うので、そちらにも働きかけてはどうか。(委員)

→景観条例とともに運用が開始される土地利用条例では揚水機の吹出口の断面積が6 c m²以上で、動力を用いる設備に関しては開発事業の手続きの対象となる。(事務局)

- ・景観計画(案)につきましては最終審議となりますが、よろしいでしょうか。(会長)
- ・意見なし。

- ・それでは最終確認とさせていただきます。景観づくりガイドラインにつきましては今回頂いたご意見なども踏まえまして、次回の景観審議会でも審議を行います。(会長)

